

登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務の実施にあたり、公募型プロポーザルにより最も適切な者を契約候補者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

業 務 名：登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務

業 務 内 容：登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

委託上限額：49,819,000円以内（消費税を含む。）

【内訳】令和6年度 19,927,000円以内（消費税を含む。）

令和7年度 29,892,000円以内（消費税を含む。）

3 参加資格要件

参加資格を有する者（以下、「参加資格者」という。）は、参加申込書提出時において次に掲げる全ての要件に該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 令和5・6年度登米市入札参加登録者であること。
- (6) 登米市指名停止基準（平成20年3月27日告示第69号）に基づく指名停止措置を契約予定日まで、受けていない者であること。
- (7) 国税、地方税及び市税を滞納していないこと。
- (8) 平成26年4月1日以降において、水道事業又は下水道事業ビジョン策定支援もしくは改訂支援の業務履行（完了）実績を有すること。
- (9) 次に掲げる資格を有する技術者を配置できること。なお、①から③の配置技術者の兼務は認めない。

- ① 管理技術者 1人

技術士（総合技術管理部門－上水道及び工業用水道）または技術士（総合技術管理部門－下水道）の資格を有する者1人

② 照査技術者 1人

技術士（総合技術管理部門－上水道及び工業用水道）または技術士（総合技術管理部門－下水道）の資格を有する者1人

③ 担当技術者 2人以上

技術士（総合技術管理部門－上水道及び工業用水道）または技術士（上下水道部門－水道）の資格を有する者1人以上、技術士（総合技術管理部門－下水道）または技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者1人以上

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

本プロポーザルに関する手続きは、次の日程で行う。ただし変更となる場合がある。

項目	日程
実施要領等の配布（ホームページで公開）	令和6年7月26日（金）
実施要領等に関する質問受付	令和6年7月26日（金）～8月5日（月）
質問の回答	令和6年7月29日（月）～8月7日（水） 随時
参加申込書受付	令和6年7月26日（金）～8月20日（火）
資格審査結果通知	令和6年8月21日（水）
企画提案書受付	令和6年8月21日（水）～9月3日（火）
プレゼンテーション、契約候補者の選定	令和6年9月9日（月） 予定
審査結果通知	令和6年9月10日（火） 予定
詳細協議	令和6年9月中旬
契約締結	令和6年9月下旬

(2) 配布資料（各様式はホームページからダウンロードすること。）

- ① 参加申込書【様式1】
- ② 参加辞退届【様式2】
- ③ 会社概要表【様式3】
- ④ 業務実施体制表【様式4】
- ⑤ 業務実績書【様式5】
- ⑥ 質問書【様式6】
- ⑦ 企画提案提出書【様式7】

(3) 募集要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和6年8月5日（月）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールで担当課へ送信すること。また送信後には受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

③ 回答方法

令和6年7月29日（月）から令和6年8月7日（水）までに登米市ホームページにて随時公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(4) 参加申込書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の提出期限までに参加申込書類を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和6年8月20日（火）午後5時まで（必着）

② 参加申込提出書類

別紙1「参加申込書の提出について」参照

③ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した者に対し、参加資格審査結果通知書により、以下の方法で通知する。

① 通知日

令和6年8月21日（水）

② 通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

(6) 提案書受付

参加資格者は、以下の期限までに企画提案書を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和6年9月3日（火）午後5時まで（必着）

② 提出書類

別紙2「企画提案書の提出について」参照 ※PDF ファイルデータも提出すること。

③ 提出方法

担当課へ持参又は郵便により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

※PDF ファイルデータは電子メールで担当課へ送信すること。なお、送信後は受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

(7) プレゼンテーションの実施

① 実施日

令和6年9月9日（月）予定 ※時間及び場所は別途通知する。

② 実施方法

参加者ごとに、提案内容についてプレゼンテーション 30 分、ヒアリング 20 分の合計 50 分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーションが途中であっても打ち切ることとする。

③ 出席者等

説明者は、本業務に従事する予定である管理技術者とし、管理技術者を含めて4名以内（パソコン等の操作をする者を含む）とする。

④ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

- ・ プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ・ プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。ただし、使用するパソコンは、参加者が準備持参するものとし、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受理順とし、指定時間の 15 分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。
- ・ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 審査方法等

審査方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った上で、契約候補者を決定する。
- (2) 本プロポーザルの審査は、別に定める「登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別に定める「登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務公募型プロポーザル審査基準」によるものとし、最低基準点以上の者の中から最も点数の高い提案をした者を契約候補者、契約候補者の次に点数の高い提案をした者を次点契約候補者に選定する。なお、同点の場合は、評価項目の企画提案内容の点数が上位の者を契約候補者に選定する。
- (4) 最低基準点は60点とする。
- (5) 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点以上の場合は、契約候補者とする。
- (6) 審査結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、以下の方法で通知する。

① 通知日

令和6年9月10日（火）予定

② 通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

- (7) 審査の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、審査会の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領「2業務の概要」の委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) プレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

7 契約の締結

- (1) 優先交渉権について
 - ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
 - ② 優先交渉権が与えられた者（以下、「優先交渉権者」という。）が提出した見積金額を上限として、見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
 - ③ 優先交渉権者と契約が不調になった場合には、次点契約候補者を優先交渉権者とする。
- (2) 契約手続きについて
登米市上下水道契約規定（平成17年4月26日規定第31号）に定める随意契約の手続きにより、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。
- (3) 仕様書について
契約時における仕様書は、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて変更することがある。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本市に提出された書類については、返却しない。
- (3) 本市に提出された資料の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合には、参加者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公表するものとする。（参加者名及び評価点も含む。）また、提出された企画提案書等は公表しないが、登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）及びその他関連する条例又は規則に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1参加者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加資格者は、参加辞退届【様式2】の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約に関して不利益な取扱いを受けるものではない。

9 問合せ先

登米市上下水道部経営総務課

住所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1

電話番号：0220-52-3313（担当：小竹）

FAX：0220-52-3316

メールアドレス：suidosomu@city.tome.miyagi.jp

(要領4(4)②関係)

別紙1 参加申込書の提出について

次に掲げる事項に留意し、作成すること。

- (1) 用紙の大きさはA4版を基本とし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- (2) 印刷は白黒、カラーを問わないが、片面印刷とすること。
- (3) 次の書類一式(①～⑤の順)を左1箇所ホチキス留めとし、1部提出すること。

No.	提出書類	様式
①	参加申込書 ※記名及び押印の上、提出すること。	様式1
②	会社概要表 ※組織図(任意様式)を添付すること。	様式3
③	業務実施体制表 ※当該事業に従事する者の実務経歴及び保有資格を記載すること。 ※本業務と並行して担当する他自治体業務がある場合、その影響について記載すること。	様式4
④	業務実績書	様式5
⑤	《添付書類》 ア 履歴事項全部証明書(登記簿謄本) イ 納税証明書(国税・都道府県税) ウ 未納または滞納がないことの証明(市町村税) エ 業務実績を証明する書類(契約書の写し等) オ 各技術者の資格の免許証等の写し カ 業務に従事する者の雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等) ※各証明書は写しを可とする。なお、3か月以内に発行されたものを提出すること。	

(要領4(6)②関係)

別紙2 企画提案書の提出について

次に掲げる事項に留意し、作成すること。

- (1) 用紙の大きさはA4版とし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- (2) 印刷は白黒、カラーを問わないが、片面印刷とすること。
- (3) 企画提案書を受付した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可能とする。
- (4) 次の書類を一式(①～⑥)とすること。

No.	提出書類	様式
①	企画提案提出書 ※記名及び押印の上、提出すること。	様式7
②	業務実施体制表 ※別紙1参加申込書提出書類の③同様	様式4
③	業務実績書 ※別紙1参加申込書提出書類の④同様	様式5
④	業務実施方針 本業務に対する取組方針、実施体制、工程計画(どの時期に何をどう検討するのか。また、業務期間内に完了するための工夫)及びその進捗管理、フォローアップについて提案すること。 ※A4版2枚以内とする。	任意様式
⑤	企画提案書 テーマ1「上下水道事業ビジョン策定に対する考え方について」 (1)本業務の趣旨、本市の地域性、実情をとらえた策定についての考え方 (2)上下水道事業ビジョンの役割、策定意義、また、その関係性についての考え方やその実効性の確保についての考え方 (3)将来の見通しの考え方 (4)理想像と財政のバランスの考え方 (5)本市の実情に沿った持続・安全・強靱の視点の考え方 (6)見やすく、わかりやすい上下水道事業ビジョンにするための考え方 テーマ2「上下水道ビジョン策定にあたって有益となる考え方について」 提案者のこれまでの実績、経験等を踏まえた上下水道事業ビジョン策定にあたって有益となる独自テーマ及び考え方 ※テーマ1及び2を含めてA4版10枚以内とする。	任意様式
⑥	見積書	任意様式

	※本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。	
--	---	--

(5) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

ア 原本（企画提案提出書一式①～⑥）：1部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）

イ 副本（企画提案提出書一式②～⑥）：10部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）

※副本は提案者名（企業名、提案者が特定される名称等含む）を空欄又は塗りつぶしすること。

※書類を②～⑥の順でつづり、②～⑥項目ごとにインデックスを貼付すること。また、②～⑥の順で通しの頁番号を付すこと。